

「平成24年度診療報酬改定について」2月1日版

平成24年1月18日に厚労省より「平成24年度診療報酬改定に係わる検討状況について（現状の骨子）」と題されて、今回の改定ポイントの発表があった。このポイントを踏まえながら、今回の改定率の中で点数の貼り付けが行われていく。2月1日には「骨子における「重点課題」及び「四つの視点」関連項目」（H24年 診療報酬改定骨子-歯科）が出され、細かい改定ポイントが公になった。

具体的には、

- 医科との連携の強化 周術期口腔管理料が新設され、歯科治療総合医療管理料の対象がビスフォスホネート系薬剤服用患者、腎透析患者まで広げられた。
 - 周術期口腔管理料（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）
 - 周術期専門的口腔衛生処置 新設
- 在宅歯科管理の充実、
 - 歯科訪問診療料1の見直し
 - 在宅療養支援歯科診療所の衛生士の診療補助の評価 新設
 - 在宅患者等急性歯科対応加算の見直し
- 障害者加算の名称の見直し → 歯科診療特別対応加算（初再診料加算）
 - 歯科診療特別対応地域支援加算（初診料加算・施設基準有り） 新設
- 歯科特有の技術点の見直し
 - (1) 歯周病に関する技術の評価の見直し
 - 歯周病安定期治療の算定要件の見直し
 - 歯周基本治療・歯周外科治療の評価の見直し
 - スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、歯周ポケット搔爬
 - 歯肉剥離搔爬術、歯周組織再生誘導手術、手術時歯根面レーザー応用加算
 - 歯周病部分的再評価検査の新設
 - (2) 歯内療法に関する技術の評価の見直し
 - 歯髄保護処置 間接歯髄保護処置の評価の見直し
 - 抜髄、感染根管処置、根管貼薬処置（単根管）の評価の見直し
 - 根管充填時の加圧根充加算の評価の見直し
 - (3) 歯冠修復に関する技術評価の見直し
 - 初期う蝕早期充填処置、補綴物除去、歯冠形成、う蝕歯即時充填処置、金属冠修復処置、咬合採得、支台歯築造、印象採得、ポンテック、フック、スパー、バー、有床義歯修理、有床義歯内面適合法
 - (4) 歯冠修復充填の見直し
 - 単純・複雑 → 充填1（歯面処理、単純・複雑）、充填2（単純・複雑）

- 機械的歯面清掃加算の位置づけの見直し 機械的歯面清掃処置 (60点)
- 上顎洞洗浄の新設
- 新規医療技術の導入
 - 歯科ドレン法の新設、接着ブリッジの適応の拡大、
 - 上顎骨形成手術及び下顎骨形成手術の項目の追加
- 先進医療の保険導入
 - 広範囲顎骨支持型装置埋入手術の新規導入
- 画像診断に係わる評価
 - 歯科用3次元エックス線断層撮影 (撮影料・診断料) 新設

今回の改正は、介護保険との同時改定という事で訪問歯科関係が大きく変わると予想されたが、構造を変えるような大改定は行われず、在宅管理に重きが置かれた。他方、医科の医療連携の一翼を担うように周術期口腔管理が新設され連携の強化が図られた。

また今回は歯科特有の技術の評価の見直しが広く行われる予定ではあるが、改定率1.70%の範囲内でどれだけの評価が望めるのか難しい。

加算点数として縛りのあった機械的歯面清掃が独立した項目となり、他の加算点数の見直しも行われるという事で、4月より導入予定の算定日の摘要欄記載に向けて朗報である。

今後の、改定点数に注目していきたい。

詳しくは、「H24年 診療報酬改定骨子-歯科」、「平成24年度診療報酬改定に係わる検討状況について」並びに「診療報酬改定に係る検討状況(歯科)」をご覧ください。